

## 【タイ】医療用大麻に関する特許出願についての暫定憲法 44 条命令の発動について

2019 年 2 月 4 日

ジェットロ・バンコク事務所

1 月 28 日、プラユット首相は、商業目的での大麻に関する特許出願を取り消すよう暫定憲法 44 条に基づく命令を出した旨を発表した。

昨年 12 月末に、医療目的での大麻使用を合法化する法案が議会を通過したことにより、一部団体からは、特許出願をした外国企業が市場で優位な立場になり、国内の患者が医療用大麻を入手することが困難になるとの批判の声が上がっていた。

暫定憲法 44 条(国家平和秩序維持団団長の絶対権限)(仮訳)

諸分野での改革、国民の団結と和解のため、または治安維持もしくは国家安全保障、王位、国家経済、公務を破壊する行為があれば、それが王国内、王国外で生じたものであるかどうかを問わず、それを防止、制止、掃討のために必要と判断すれば、国家平和秩序維持団団長は国家平和秩序維持団の承認をもって制圧、もしくは何らかの行為をなす。ここにその行為が立法上、行政上、司法上の効力を有するかどうかを問わず、その命令、行為、当該命令の遵守は法律及び憲法に従ったもので、究極的なものとする(対抗できない)。ここに当該実施があった時は速やかに国家立法議会議長と内閣総理大臣に報告する。

URL 等

○ニュース報道(英語)

<https://www.chiangraitimes.com/thailands-prime-minister-uses-article-44-to-revoke-foreign-patent-requests-on-medical-marijuana.html>

<http://www.nationmultimedia.com/detail/national/30363114>

<http://www.khaosodenglish.com/politics/2019/01/28/section-44-orders-all-cannabis-patents-thrown-out/>

○官報により公表された上記命令の原文(タイ語)

[http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/025/T\\_0092.PDF](http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/025/T_0092.PDF)

本内容は、日本貿易振興機構が 2019 年 2 月現在 TMI Associates (Singapore) LLP より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。